

寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市条例第13号

寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例

寒河江市介護保険条例（平成12年市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,880円」を「32,650円」に改め、同項第2号中「53,820円」を「49,155円」に改め、同項第3号中「53,820円」を「49,514円」に改め、同項第9号中「前各号のいずれにも該当しない者」を「令第39条第1項第9号に掲げる者」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 136,340円
- (11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 150,690円
- (12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 165,040円
- (13) 前各号のいずれにも該当しない者 172,220円

第2条第2項から第4項までの規定中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第7項中「第5項の」を「第9項の」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「第5項中「21,530円」」を「第9項中「20,460円」」に、「50,240円」を「49,160円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,530円」を「20,460円」に、「35,880円」を「34,810円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,530円」を「20,460円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第4項の次に次の4項を加える。

- 5 令和6年度から令和8年度までの第1項第9号に掲げる者に係る令第39条第1項第9号イに規定する市が定める額は、420万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの第1項第10号に掲げる者に係る令第39条第1項第10号イに規定する市が定める額は、520万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの第1項第11号に掲げる者に係る令第39条第1項第11号イに規定する市が定める額は、620万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの第1項第12号に掲げる者に係る令第39条第1項第12号イに規定する市が定める額は、720万円とする。

第4条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第10号」を「第13号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の寒河江市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。